

令和 8 年 9 月 25 日

伊藤忠連合健康保険組合
理 事 長 齋 藤 一 也

規 約 変 更 書

当組合規約の一部を次のように変更する。

（会計年度所属区分）

第 46 条第 2 項（1）中

「社会保険診療報酬支払基金」、「支払基金」
を

「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」
に改める。

（準備金の保有方法）

第 48 条第 1 項（9）中

「社会保険診療報酬支払基金」
を

「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」
に改める。

附則

（施行期日）

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。